御即位奉祝歌の詠進要領

令和元年十月一日　宮　内　庁

御即位奉祝の短歌を次の要領でお受けいたします。

奉祝歌については，そのまま天皇陛下のお手元に差し上げます。

一　奉祝歌の詠進要領

(一)　詠進は、自作の短歌で一人一首とし、未発表のものに限ります。

(二)　書式は、半紙(習字用の半紙)を横長に用い、右半分に短歌、左半分に郵便番号、住所、電話番号、氏名(本名、ふりがなつき)、生年月日、性別及び職業(なるべく具体的に)を縦書きで書いてください(書式図参照)。

無職の場合は、「無職」と書いてください(以前に職業に就いたことがある場合には、なるべく元の職業を書いてください。)。

なお、主婦の場合は、単に「主婦」と書いても差し支えありません。

(三)　用紙は、半紙とし、記載事項は全て毛筆で自書してください。ただし、海外から詠進する場合は、用紙は随意(但、半紙サイズ二十四㎝×三十三㎝の横長)とし、毛筆でなくても差し支えありません。

(四)　病気又は身体障害のため毛筆にて自書することができない場合は左記によることができます。

ア　代筆(墨書)による。代筆の理由、代筆者の住所及び氏名を別紙に書いて詠進歌に添えてください。

イ　本人がワープロやパソコンなどを使用して印字する。この場合、これらの機器を使用した理由を別紙に書いて詠進歌に添えてください。

ウ　視覚障害の方は、点字で詠進しても差し支えありません。

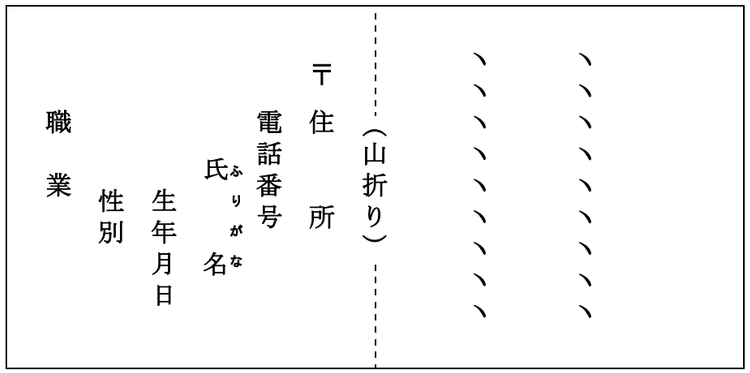

二　詠進の期間

十月一日から十一月三十日までとし、郵送の場合は、消印が十一月三十日までのものを有効とします。

三　郵便のあて先

「〒一〇〇―八一一一　宮内庁奉祝歌係」とし、封筒に「奉祝歌」と書き添えてください。詠進歌は、小さく折って　封入して差し支えありません。

四　疑問がある場合には、直接、宮内庁奉祝歌係あてに、郵便番号、住所、氏名を書き、返信用切手をはった封筒を添えて、十一月二十日までに問い合わせてください。

また、宮内庁ホームページ（http://www.kunaicho.go.jp/）を御参照ください。

(注)　個人情報の取扱いについて

・利用目的　一(二)で記載いただいた個人情報は、奉祝歌発表の場合、必要な範囲で利用します。

・利用及び提供の制限　法令に基づく開示要請があった場合その他特別な理由がある場合を除き、利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供しません。